



<四つのテスト> 1. 真実かどうか 2. みんなに公平か 3. 好意と友情を深めるか 4. みんなのためになるかどうか

JULY 21 2022 NO. 2581

☆☆ 今日のプログラム ☆☆	次週(7月28日)のお知らせ
1) 例会 (2581回)	1) 例会 (2582回)
2) ソング 日も風も星も	2) ソング 夏は来ぬ
3) クラブ協議会(ガバナー補佐訪問)	3) 卓話 「食と健康」 中村 修会員
4) ガバナー補佐訪問懇談会	4) 8月度定例理事会

☆☆ 若宮 邦弘ガバナー補佐訪問を心から歓迎申し上げます ☆☆



国際ロータリー第2660地区
 IM第6組

わかみや くにひろ

若宮 邦弘 ガバナー補佐 【大阪天王寺RC】

プロフィール

【生年月日】1954年4月23日 (68歳)

【職業】山阪神社 宮司

【ロータリー歴】

1988年 入会

(旧大阪天王寺RCチャーターメンバー)

1998年-99年度 幹事

2000年-01年度 地区社会奉仕委員会

委員長

2001年-02年度 地区社会奉仕委員会

委員長

2003年-04年度 副会長

2008年-09年度 会長

2013年-14年度 幹事

2015年-16年度 副会長

マルチプル・ポール・ハリス・フェロー

米山功労者(マルチプル)

☆☆ 7月度の結婚記念日 ☆☆

高橋 俊起 吉村 圭太 平尾 彰彦

(以上敬称略)

** 先週の例会報告 **

☆☆ 会長報告 ☆☆

初回例会は万全の事前準備を行ったつもりではありましたが、色々と不手際がありました事をお詫びいたします。

先日は、子クラブである天満橋ローターアクトクラブの新年初例会に平尾直前幹事・仲西幹事・箕村会長エレクト・坂口青少年奉仕委員長の5名で参加して来ました。初例会にはOB・OGも3名参加されており、和気あいあいとした和やかな雰囲気の元に行われました。

先週になります8日の金曜日、安倍元首相が銃殺されるという日本を震撼させる出来事が起こりました。法治国家である我が国でこのような銃撃事件が起きるとは思いもしませんでした。非常に残念でなりません。

さて、これで終息かと思っていたコロナ禍も再度拡大しており第7派へと突入しております。7月に入った段階で1日の感染者数が2,000人程度であったものが直近では10,000人と僅か半月ほどで5倍と急速に増えております。年配の方も多いこの例会に於いても安全安心を心がけて運営して行きたいと思っております。

暗い話ばかりになりますが、次週にはビアフレンド、次月には納涼例会等も企画しております。楽しく喜んで頂ける例会を心がけますので宜しくお願い致します。

☆☆ 出席報告 ☆☆ () 内は会員総数を基準とした値

国内ビジター	0名	会員総数	42名	7月14日の出席率	77.14%
国内ゲスト	0名	会員出席	27名(35名)	4週間前(6月23日)の	
外国ビジター	0名	出席規定適用免除	18名	マークアップを含む出席率	78.95%
外国ゲスト	0名	会員欠席	8名	マークアップ実施会員	0名(欠席者8名)

☆☆ 幹事報告 ☆☆

- ①7・8月卓話予定者表をお届けしております。担当になられた方は卓話のテーマ及び卓話者を事務局までご連絡お願いいたします。
- ②「2022-23年度 秋のRYLAセミナー」のご案内を本日お配りしております。
- ③次週「クラブ協議会」を開催いたします。理事・役員・委員長は出欠のご返事を事務局までお願いいたします。
- ④「2022-23年度 上半期会費のお願い」をさせて頂いております。お振り込み宜しくお願いいたします。

☆☆ にこにこ箱 ☆☆ 敬称を略す

結婚のお祝いに今期よりフラワーアレンジメントとなり届きました。有難う御座います。

高橋 俊起
中島副会長、本日の卓話楽しみに拝聴させて頂きます。
高橋 俊起
本日の卓話よろしくお祈いします
中島 清治
中島副会長、本日の卓話宜しくお祈いします。
仲西 良浩
高橋新会長始め理事役員の皆様、今年1年間宜しくお祈いします。遅くなりました。

中村 健輔
川本 浩
在籍54年自祝
橋本 守之
在籍39年自祝
寺杣 晃一
在籍9年自祝
小寺 寿矢
在籍表彰 自祝
川本 浩先輩 54ヶ年在籍おめでとうございます
中川 政照
橋本守之先輩 39ヶ年在籍、いつまでもお元気で続けて下さい。
中川 政照
寺杣晃一会員 9ヶ年在籍おめでとうござい
中川 政照
中島清治会員 本日の卓話たのしみに拝聴させて頂きます。
中川 政照
日本、世界に尽くされた英霊に感謝の気持ちをこめて
小寺 寿矢

令和4年7月14日 合計金 81,000円
累計金 224,000円

☆☆ 先週(7月14日)の卓話 ☆☆

「司法四方山話」

中島 清治会員

本日は、所有者不明土地に関する法令、特に民法の改正が近々行われますので、これをメインにお話ししようと思います。

所有者不明土地というのは、昨今問題になっている空き地空き家問題を念頭において、色々手を尽くしても所有者が分からない土地、不動産のことを言います。例えば、我々弁護士は、不動産のことを調べようとすると登記を取ってみます。ここに所有者のお名前と住所が記載されています。このお名前の方の住民票を取ってみると、これまで保存期間が5年とされていた関係上、住民票が取れないケースが出てきます。そうすると、その方が今どこにいるのか、亡くなっているのか分からないままになります。そこで所有者不明土地という問題が出てきます。

昨今の法改正によって、今後この所有者不明土地を無くしていく方向が採られました。

1つは、相続が発生した場合の登記、住所を変更した場合の登記、を義務化するものです。興味があく土地なら、すぐに相続人が集まって協議をして登記をするのですが、いわゆる二束三文のような土地については、つい相続登記をせずに放置されてしまいます。このような放置を止めてもらうよう義務化するものです。これが令和6年4月1日から始まります。

2つ目は、相続した土地を国庫に帰属させることができるような制度ができました。相続したけど二束三文不要な土地については国にもらってもらおうというものです。

3つ目は、所有者不明土地について新しい管理人制度を作るものです。これは令和5年4月から始まります。例えば、隣地が空き地だけど、これを買いたいと希望する場合、また隣地の空き家が倒壊する恐れがあつて誰かきちんと手当てして欲しいという場合に、裁判所に申請をして管理人を選んでもらうという制度ができました。裁判所の許可を得て売却することも可能となります。

このように制度が変わりますので、念頭に置いていただければと思います。

☆☆ 本日のランチメニュー ☆☆

鮪のタルタル 茄子のムース、レモンクーリ
牛肉のタリアータ サマーベジタブルサラダ、
ブルーベリードレッシング
ホワイトチョコレートクリームと
白桃のヴェリーヌ仕立て
バゲット、胡桃入りソフトロール、バター
コーヒー又は、紅茶